

岡山大学自然生命科学研究支援センター設備・技術サポート推進室運営会議内規

平成28年 9月30日

学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学自然生命科学研究支援センター設備・技術サポート推進室内規第5条第2項の規定に基づき、岡山大学自然生命科学研究支援センター設備・技術サポート推進室運営会議（以下、「運営会議」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営会議は、設備・技術サポート推進室（以下、「推進室」という。）の円滑な運営を図るため、推進室の運営上必要な次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 全学の設備有効利用促進のための広報活動に関する事項
- 二 研究設備（以下「設備」という）のリユースおよび共同利用に関する事項
- 三 設備に関連した技術提供・技術教育計画に関する事項
- 四 その他推進室の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 自然生命科学研究支援センターの部門長 1名
- 二 設備・技術サポート推進室長
- 三 研究推進産学官連携機構研究推進本部の職員 1名
- 四 教育学部，理学部，薬学部，工学部，環境理工学部，農学部，医学部及び歯学部の教員 各1名以上
- 五 自然生命科学研究支援センターの各部門の教員または技術職員 各1名
- 六 設備サポートコーディネーター
- 七 設備サポートマネージャー
- 八 その他委員長が必要と認めた者

2 前項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営会議に委員長を置き、前条第1項第1号及び第2号委員から互選により選出する。

2 委員長は、運営会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の成立等)

第5条 運営会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 第3条第1項第4号委員が運営委員会に出席できないときは、別紙様式の委任状により、代理人を選出することができる。

3 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(代議員会議)

第6条 運営会議は、運営会議の委員の一部の者をもって構成する代議員会議を置くことができる。

2 運営会議は、代議員会議の議決をもって、運営会議の議決とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、代議員会議において疑義が生じた事項については、運営会議において審議し、議決する。

4 代議員会議の成立要件等については、第5条の規定を準用する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 運営会議の事務は、研究交流部研究交流企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成28年10月1日から施行する。

別紙様式（第5条関係）

委 任 状

岡山大学自然生命科学研究支援センター
設備・技術サポート推進室運営会議 委員長殿

私は、
氏を代理人と定め、平成 年 月 日開催の岡山大学自然
生命科学研究支援センター設備・技術サポート推進室運営会議に出席し、議決権を行使す
る一切の権限を委任します。

平成 年 月 日
岡山大学自然生命科学研究支援センター
設備・技術サポート推進室運営会議委員
所 属
職 名
氏 名

印